

●無料耐震相談会
日時 1月30日(水)
 18時30分～20時30分
 ※相談時間は50分程度です。
場所 仙石原文化センター会議室
対象の住宅 住民自ら所有し、かつ居住する木造住宅で次の要件に該当するもの

昭和56年以前に建てられた建物全てが倒壊するわけではなく、耐震診断や耐震改修を行っていない場合は、無料耐震相談会を利用しましょう。

さて、建物の耐震基準は昭和56年に改正され、必要な耐力壁の量および倍率が見直されています。

大地震はいつ起きるか分かりません。自分や家族の命を守り、被害を最小限にするための備えが必要です。

県西地域でも、首都圏直下型地震や東海地震などの巨大地震の発生が予想されています。

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、昭和56年以前に建築された建物の約70%が被災し、死者の80%以上が、倒壊した木造住宅の下敷きになり亡くなりました。

あなたの家は大地震に耐えられますか

毎年1月26日は文化財防火デー

昭和24年、奈良県にある法隆寺金堂の壁画が焼損しました。この事件は翌25年に文化財保護法が制定される契機ともなりました。

1月26日は法隆寺壁画が焼損した日であり、また、1・2月は一年の中でも最も火災が多い時期であることから、昭和30年に文化財防火デーと定められました。毎年、町でも、貴重な文化財を火災や震災などから守るため、防火訓練を行っています。

今年は、防火デーに先立ち1月25日(金)に、国史跡箱根関跡(箱根)での訓練を予定しています。

照会先 教育委員会
生涯学習課
☎85-7601



昨年の訓練の様子
(国登録有形文化財「箱根太陽山荘」)

○昭和56年以前に建築された2階建て以下の専用住宅または併用住宅

○枠組壁工法またはプレハブ工法ではないもの

持ち物 建築年や建物の概要が分かるもの(建築確認通知書、平面図や間取図、写真など)
 ※図面などがなくても診断は可能です。

申込方法 電話で申し込んでください。

申込・照会先 都市整備課
☎85-99566

**退職金共済制度
加入奨励補助金**

退職金共済制度に加入している事業所に対し、平成24年度後期(7月～12月)分の掛け金の補助を行っています。

対象共済制度

- ・中小企業退職金共済制度
- ・小田原箱根商工会議所特定退職金共済制度
- ・職金共済制度
- ・箱根温泉観光産業従業員退職金共済制度

補助要件

- ・町内で1年以上継続して事業を営むものであること

**観光産業
融資利子補給**

町内で観光事業を営む中小企業が、金融機関から借り入れた事業性設備資金の利子額の一部を補助します。

受給要件

- ・観光産業関連業種
- ・町内で2年以上継続して事業を営む中小企業者
- ・町税などの滞納がないこと

対象資金

- ・町内金融機関から融資を受けた事業性設備資金1,000万円以上
- ・返済期間10年以上

補助内容

- ・年間利子額の1%
- ・上限5万円
- ・補助期間3年間

申請・照会先 観光課
☎85-7410

**景気対策特別融資
(セーフティ別枠)**

県では、セーフティネット保証(5号)の認定を受けた中小企業者を融資対象とする景気対策特別融資(セーフティ別枠)を行っています。

なお、町では信用保証協会に支払う保証料の一部を補助しています。(観光課☎85-7410)

対象 最近3か月の売上高などが前年同期より5%以上減少している中小企業(町の認定が必要)

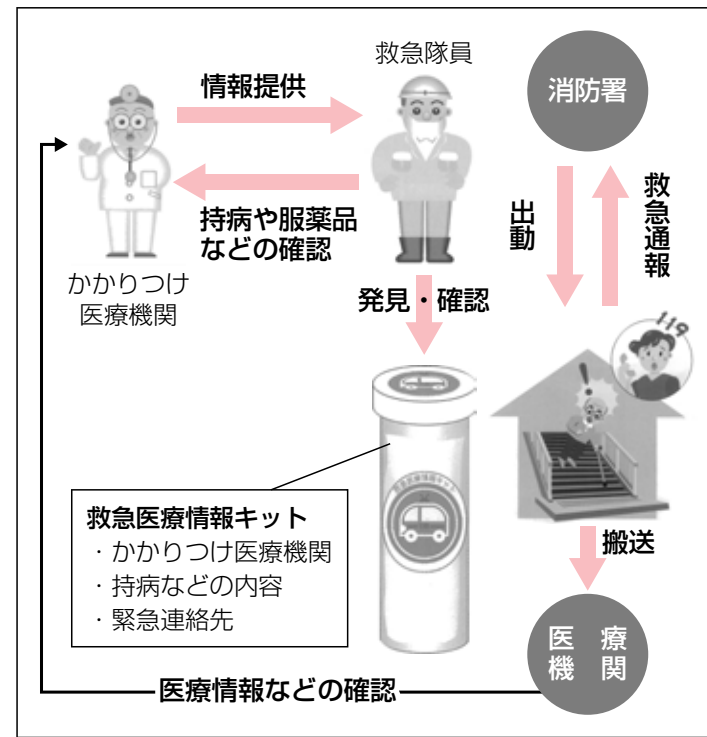
限度額 8,000万円

融資期間 10年以内

利率 年1.8%以内

申込・照会先

- 県内の取扱金融機関
- 県金融課☎045-210-5677(照会のみ)



救急医療情報キットとは、高齢者や障がい者などの安全と安心を確保するため、各自の医療に関する情報などを入れた容器のことです。

対象となる方に、この容器を配付します。

自宅の所定の場所(冷蔵庫内)に保管しておき、万一の場合に備えましょう。

対象

- 65歳以上の方のみで構成される世帯の方
- 町災害時要援護者に登録している方

申請方法 印鑑を持参し、所定の申請書に必要事項を記入、押印の上、健康福祉課または出張所で申請してください。

申請書は各窓口で配布しています。

照会先 健康福祉課
☎85-7790

ストーマ用装具を町で保管します

災害時に住居が被災し、ストーマ用装具を持ち出せなくなる場合などに備え、個人が所有するストーマ用装具を町が預かり保管します。

対象

- ・ストーマ用装具を使用している町内在住・在勤・在学の方

保管場所 役場本庁、さくら館、温泉出張所、仙石原出張所、箱根出張所

保管期間 約1年

※初回の保管期間は10月までとし、以降毎年10月に新しいストーマ用装具と入れ替えとなります。

申込方法 表面に住所、氏名、電話番号を記載したバッグ(横30cm×高さ20cm×幅10cm程度)に、ストーマ用装具(約2週間分)およびごみ袋を入れ、月々金曜日(年末年始、祝日を除く)の8時30分～17時15分の間に希望の保管場所に持参してください。(バッグ、ストーマ用装具、ごみ袋は各自で用意)

照会先 健康福祉課
☎85-7790

災害時の自助 身近なものが命を救う!

12月6日に仙石原文化センターで、防火管理者等協議会創立30周年記念防災講演会が開催されました。

東日本大震災以降、重要視されている「自助」の一つとして、被災後生き延びるために、そのとき自分のそばにあるもので火や水を確保することの重要性が語られましたが、その中から、身近なもので火(火種)を作る方法をいくつか紹介します。

～火(火種)の作り方～

- ①Tシャツを細かく破り、缶の中で蒸し焼く
- ②麻糸をほぐして束ねる
- ③サラダ油を張った缶詰などの空き缶に、タコ糸やティッシュペーパーを芯にして入れる
- ④新聞紙を硬い筒状(棒状)にし、針金を巻き固定する

①②は直接火種として使える他、ペットボトルの曲線部分やびかびかに磨いた缶の底に太陽光を当て、虫眼鏡で紙を燃やす要領でも着火できます。

また、③④は明かりとしてだけでなく、複数作れば調理用の火としても使えます。

講師を務めたアソベンチャー・クラブ日本の代表、かざまりんべいさん

**～知っていますか PA連携～
消防車と救急車が一緒に出動します!**

救急車が出動する際、消防車も一緒に出動する場合があります。

これはPA連携といい、患者を収容するときや、心肺停止状態の患者がいるときなど、現場で多くの人手が必要となる場合に、消防車が救急車とともに出動するものです。

火災による出動とは異なりますので、間違えないようにしてください。

照会先 消防本部・消防署☎82-4511

